

長期療養等のため定期予防接種を受けることができなかった方へのご案内

予防接種法に基づく定期予防接種については、接種対象年齢が定められていますが、「定期予防接種の対象であった期間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により、やむを得ずその予防接種を受けることができなかったと認められる方」は、定期予防接種の対象年齢を超えていても定期の予防接種として受けることが出来る場合があります。

主治医から予防接種の許可が出た後、接種前にご申請ください。

対象者

予防接種当日に海老名市に住民登録があり、次の（ア）から（ウ）に該当する方が対象です。

（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限ります。）

（ア）厚生労働省令 別表に掲げる特定疾病にかかった方

（イ）臓器移植後、免疫の機能を抑制する治療を受けていた方

（ウ）医学的知見に基づき（ア）または（イ）の疾病に準すると認められるもの

対象期間

対象となる上記の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間

対象となる予防接種

ロタウイルス感染症及びインフルエンザを除く予防接種法の定期接種が対象です。ただし、5種混合および4種混合、結核、ヒブ、小児用肺炎球菌については、次の年齢に達するまでとなります。

- ・ 5種混合および4種混合ワクチン…15歳
- ・ BCG…4歳
- ・ ヒブ…10歳
- ・ 小児用肺炎球菌…6歳

接種前の手続きから予防接種を受けるまでの流れ

1. 「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置依頼書」交付申請
当制度により「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置依頼書」の交付を受ける必要があります。こども育成課窓口に必要な書類を持参の上、予防接種前に申請をしてください。

【申請に必要な書類】

- ☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期予防接種実施申請書
- ☐ 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書
※主治医に記入していただく必要があります。医療機関において文書作成料がかかる場合は自己負担となります。
※接種は原則として、特別な事情で通院していた医療機関または現在かかりつけの医療機関で実施することになります。
- ☐ 母子健康手帳

なお、市の指定以外の医療機関で接種を希望される場合は、別途「予防接種依頼書」の交付手続きが必要となる場合がありますので、ご相談ください。

2. 「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する**特例措置依頼書**」交付

提出していただいた申請書類に基づき市として審査し、当制度の利用が決定したら、下記の書類を送付致します。申請書類が市に提出されてから、書類の送付に2週間程かかりますのでご注意ください。

- ① 長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する**特例措置依頼書**
 - ② 委託料明細書・領収書
 - ③ 「長期を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する**特例措置対象者該当理由書**」の写し
 - ④ 予防接種予診票（の押印があるもの）
- ※ ①～③は医療機関宛ての封筒に封入されています。

3. 医療機関で予防接種を受ける

医療機関に書類①～③を渡し、予防接種を受けてください。

【予防接種を受けるのに必要な書類】

- ☐ 2.の書類①～③の入った封筒
- ☐ 予防接種予診票（の押印があるもの）
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 健康保険証
- ☐ 子ども医療証

※予防接種は「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する**特例措置依頼書**」の有効期限内（予防接種を受けられない**特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間**）にお済ませください。

問合せ先：〒243-0422 海老名市中新田 377 番地
えびなこどもセンター こども育成課
046-235-7885（直通）